42	32	27
43	32	28
44	32	30
45	32	31
46	32	33
47	32	34
48	32	36
49	32	37
50	32	39
51	32	40
52	32	42
53	32	43
54	32	45
55	32	47
56	32	49
57	32	50
58	32	52
59	32	54
60	32	56
61	32	58
62	32	60
63	32	62
64	32	64
65	32	66
66	32	68
67	32	70
68	32	72
69	32	74
70	32	76
71	32	78
72	32	81
73	32	83
74	32	85
75	32	87
76	32	90
77	32	92
78	32	95
79	32	97
80	32	100
81	32	102
82	32	105
83	32	107
84	32	110
85	32	112

備考　１日当たりの印刷回数、印刷試験１回当たりの画像枚数は、印刷速度に応じて上記の数値を用いる。なお、１日当たりの印刷回数、印刷試験１回当たりの画像枚数は、製品に初期設定されている出力速度ではなく、Ａ四判にモノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度の最も近い整数にしたものを用いる。

附　則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、２の規定は、平成二十六年三月一日から施行する。

○経済産業省告示第三十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、電気温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

平成二十五年三月一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

電気温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

１　判断の基準

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第26号に掲げる電気温水機器（以下「ヒートポンプ給湯機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年４月１日に始まり平成30年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率（３に定める方法により測定した数値を用いて３①又は②の算定式により算出した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。